

第 5 5 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 1 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 5 年 9 月 2 日 ( 月 曜 日 )

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 会 9 月 2 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 1 日 )

議 事 日 程

- 日 程 第 1 議 席 の 一 部 変 更
- 日 程 第 2 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 日 程 第 3 会 期 の 決 定
- 日 程 第 4 第 79 号 議 案 穴 粟 市 子 ど も ・ 子 育 て 会 議 条 例 に つ い て
- 日 程 第 5 第 80 号 議 案 穴 粟 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て  
第 81 号 議 案 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日 程 第 6 第 82 号 議 案 穴 粟 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日 程 第 7 第 83 号 議 案 平 成 25 年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )  
第 84 号 議 案 平 成 25 年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )  
第 85 号 議 案 平 成 25 年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )  
第 86 号 議 案 平 成 25 年 度 穴 粟 市 鷹 巣 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )  
第 87 号 議 案 平 成 25 年 度 穴 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )  
第 88 号 議 案 平 成 25 年 度 穴 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )  
第 89 号 議 案 平 成 25 年 度 穴 粟 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )  
第 90 号 議 案 平 成 25 年 度 穴 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

- 第 91号議案 平成25年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 第 92号議案 平成25年度穴粟市水道事業特別会計補正予算(第1  
号)
- 第 93号議案 平成25年度穴粟市病院事業特別会計補正予算(第1  
号)
- 第 94号議案 平成25年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算(第  
1号)
- 日程第 8 第 95号議案 平成24年度穴粟市一般会計歳入歳出決算の認定につい  
て
- 第 96号議案 平成24年度穴粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 第 97号議案 平成24年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 第 98号議案 平成24年度穴粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 第 99号議案 平成24年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 第 100号議案 平成24年度穴粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 第 101号議案 平成24年度穴粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 第 102号議案 平成24年度穴粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 第 103号議案 平成24年度穴粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 第 104号議案 平成24年度穴粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 第 105号議案 平成24年度穴粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 第 106号議案 平成24年度穴粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

第 107号議案 平成24年度穴粟環境事務組合一般会計歳入歳出決算の  
認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の一部変更
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 第 79号議案 穴粟市子ども・子育て会議条例について
- 日程第 5 第 80号議案 穴粟市税条例の一部を改正する条例について  
第 81号議案 穴粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日程第 6 第 82号議案 穴粟市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 第 83号議案 平成25年度穴粟市一般会計補正予算（第2号）  
第 84号議案 平成25年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第2号）  
第 85号議案 平成25年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予  
算（第1号）  
第 86号議案 平成25年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1  
号）  
第 87号議案 平成25年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予  
算（第1号）  
第 88号議案 平成25年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1  
号）  
第 89号議案 平成25年度穴粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第  
1号）  
第 90号議案 平成25年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第1  
号）  
第 91号議案 平成25年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第1号）  
第 92号議案 平成25年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第1  
号）  
第 93号議案 平成25年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第1

- 号 )
- 第 94号議案 平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算 ( 第1号 )
- 日程第 8 第 95号議案 平成24年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成24年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成24年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 101号議案 平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 102号議案 平成24年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 103号議案 平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 104号議案 平成24年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 105号議案 平成24年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 106号議案 平成24年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 107号議案 平成24年度宍粟環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 7 名 )

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1 番 鈴 木 浩 之 議 員   | 2 番 稲 田 常 実 議 員   |
| 3 番 飯 田 吉 則 議 員   | 4 番 大 畑 利 明 議 員   |
| 5 番 小 林 健 志 議 員   | 6 番 伊 藤 一 郎 議 員   |
| 7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員 | 8 番 西 本 諭 議 員     |
| 9 番 秋 田 裕 三 議 員   | 1 0 番 藤 原 正 憲 議 員 |
| 1 1 番 東 豊 俊 議 員   | 1 2 番 福 嶋 齊 議 員   |
| 1 4 番 山 下 由 美 議 員 | 1 5 番 林 克 治 議 員   |
| 1 6 番 実 友 勉 議 員   | 1 7 番 高 山 政 信 議 員 |
| 1 8 番 岸 本 義 明 議 員 |                   |

欠 席 議 員 ( 1 名 )

1 3 番 岡 前 治 生 議 員

職務のために議場に出席した者の職氏名

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 事 務 局 長 中 村 司 君 | 書 記 宮 崎 一 也 君 |
| 書 記 清 水 圭 子 君   | 書 記 原 田 涉 君   |

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 市 長 福 元 晶 三 君      | 副 市 長 清 水 弘 和 君     |
| 教 育 長 西 岡 章 寿 君    | 参事兼企画総務部長 高 橋 幹 雄 君 |
| 参事兼土木部長 平 野 安 雄 君  | 会 計 管 理 者 杉 尾 克 君   |
| 一宮市民局長 秋 武 賢 是 君   | 波賀市民局長 西 川 龍 君      |
| 千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君   | まちづくり推進部長 西 山 大 作 君 |
| 市民生活部長 岸 本 年 生 君   | 健康福祉部長 浅 田 雅 昭 君    |
| 産 業 部 長 前 川 計 雄 君  | 農業委員会事務局長 前 田 正 明 君 |
| 水 道 部 長 船 引 英 示 君  | 教育委員会教育部長 岡 崎 悦 也 君 |
| 総合病院事務部長 広 本 栄 三 君 |                     |

(午前9時30分 開会)

議長(岸本義明君) 皆さん、おはようございます。

第55回宍粟市議会9月定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

地球温暖化の影響でしょうか、これまでに経験をしたことのないような酷暑が続きましたが、9月に入りましてようやくおさまりつつあるように感じます。

この夏は、暑さばかりではなく、局地的な集中豪雨によりまして、全国各地で大きな被害が出ております。本市におきましては、平成21年の台風9号によりまして甚大な被害を経験しましたが、最近はいつ、どこで、どんな災害が起こってもおかしくないという気象状況になっております。

こうした災害に対してはもちろんです、昨日、県と播磨広域そして姫路市合同の防災訓練がどしゃ降りの中、夢前スポーツセンターで行われましたが、山崎断層帯が走っております我が市にとりましては、地震災害への備えも含めて、こうした防災・減災対策も重要であることは、私が言うまでもないことだと思います。

一方で、さて、国ではアベノミクス効果が数字の上では徐々にあらわれてきているというふうにしてはおりますが、まだまだ景気回復を実感するところまではいっていないというのが現実ではないでしょうか。一日も早く実質的な経済成長に繋がって、先行き不透明な将来に対する不安が少しでも解消されることを願いたいというふうに思います。

また、私たちの地方自治体にとりましては、少子高齢化の進行によりまして、社会保障費が増大しております。そういうことによりまして、地方財政の悪化が懸念されております。地方財源の安定的な確保が課題になってきております。これまでの成長期の政策を思い切って転換させる、そのことを地方から進めていく、そういうときではないかと私は思います。

本市議会におきましては、市の将来を見据えたとき、私、議長就任の挨拶でも述べましたとおり、この宍粟市、たった4万人の小さなまちです、その中で、議会と市当局とが対立するという構図でなくして、監視はせないかん、チェックはせないかんことは大変重要なことではありますが、そうしながらも車の両輪の一方として、目標を同じくして、そして一緒になってこのまちを元気にしていこうと、そういう気概が今、議員の皆さんにも求められておるのではないかと思います。

全ての議員が大所高所からの判断、建設的で前向きな提言をすることによって、市民の皆様への負託にこたえていくことを強く望みたいと思います。

本定例会におきましては、補正予算等重要な議案に加えて、決算特別委員会も開

かれます。

残暑厳しい折、長い9月議会となりますが、議員の皆様、そして市長をはじめ当局の皆様の御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げまして、私の開会の挨拶といたします。

市長の挨拶をお願いしたいと思います。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） おはようございます。大変御苦勞様でございます。

今日より第55回の宍粟市議会定例会を招集させていただきました。議員各位には、御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し深く敬意を表す次第であります。

先ほどもありましたが、今年の夏は記録的な猛暑となったわけでありまして、国内の最高気温記録が更新されるなど、非常に猛暑が連日報道されたところであります。兵庫県におきましても、この夏の宍粟市における最高気温が、センターいちのみやのアメダス観測所の38.2度、このことが報道されたところであります。改めまして地球温暖化等が現実になっておるのかなとこのように考えておるところであります。

一方、7月以降、山口・島根両県が記録的な豪雨に見舞われるなど、また、全国でも各地で非常に大きな災害を受けたところであります。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げるわけでありまして。いよいよこれから本格的な台風シーズンを迎えることから、改めて防災体制の点検を呼びかけていきたいと、このように考えておるところであります。

過日、新聞報道がされました介護保険料の未還付処理におきましては、過年度の事務処理の不手際によるものでありますが、再発防止に向けチェック体制の強化を指示しているところでございます。改めておわびを申し上げたいとこのように思います。

先日、山崎ジュニアバレーボールチームの皆さんが、全国大会の出場報告並びに結果報告等を市役所に来てくれました。また、ほかにも山崎東中学校の女子バレーボール部、さらには伊和高等学校のカヌー部、それぞれの夏の大会において、見事全国大会に駒を進めてくれました。そのほかにもたくさんの児童生徒が活躍してくれました。非常に市民にとっても私たちにとっても明るい話題をたくさん提供してくれました。大いに感動を与えてくれたものこのように考えておるところであります。

また、市内各地では、夏まつりが開催されるなど、私もその祭りに参加をする中で、商工会青年部の皆さんをはじめ、若い方々がスタッフや裏方として活躍してくれました。その姿を拝見する中で、とてもうれしく、頼もしく思うとともに、こうした若い皆さんが積極的にまちづくりに参加をしていただいで、非常にありがたいことだなどこう思っておるわけではありますが、今後さらなる仕組みをつくっていく必要があると考えたところであります。

5月の市長選挙におきまして、市民の皆様を負託を受けてから4カ月がたとうとしております。宍粟市の課題は明確であります。少子化、高齢化、過疎化であります。私はこの課題を解決するその道筋をつけることこそ私の役割だと、こう認識をしております。今後さらなる努力をしていきたいと、このように考えております。

そのような中、7月1日付で参事兼企画総務部長として兵庫県から高橋参事を迎え、県との密接な関係を保ちながら、広い視点により培われた経験を發揮していただくことを大いに期待しておるところであります。

また、秘書広報課に政策推進係を設け、速やかに市民ニーズにこたえなければならない施策や重要施策等について、迅速に実行に移していきたいと、このように考えております。

国においては、来年4月の消費税率の引き上げに向けた議論と並行して、平成26年度予算の概算要求事務が現在進められておるところであります。国にとっても地方にとっても財源あつての予算であります。財政健全化を目指す宍粟市にとりましては、市民の皆様の見解を十分に伺いながら、施策の重要性を議論することが不可欠であると、このように考えております。

このことも踏まえ、毎年秋に市内中学校区ごとに開催をしております行政懇談会につきましては、本年度は連合自治会と協議しながら、小学校区ごとでの開催と、こういう方向で現在準備を進めておるところであります。

さて、今定例会におきましては、宍粟市子ども・子育て会議条例の制定、人事異動による人件費精査等の一般会計補正予算案件、平成24年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定案件など、あわせて28議案につきまして御審議をいただくこととしております。

議員各位におかれましては、それぞれの案件の内容等を慎重に御審議いただき、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） ありがとうございます。



ただいまより、第55回穴粟市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして御報告申し上げます。岡前治生議員より、本日の本会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告4、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書・写しのとおりであります。

報告5、本日市長から議案29件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 議席の一部変更

議長（岸本義明君） 日程第1、議席の一部変更の件を議題とします。

議員の所属会派の異動によりまして、議席の一部を変更したいと思います。

その議席番号及び氏名を議長より指定します。

1番に鈴木浩之議員、5番に小林健志議員、13番に岡前治生議員、15番に林克治議員。

お諮りします。

ただいま指定したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指定したとおり議席の一部を変更することに決しました。

暫時休憩します。

直ちに議席を移動してください。

午前 9時44分休憩

---

午前 9時45分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（岸本義明君） 日程第2、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

5番、小林健志議員、6番、伊藤一郎議員、以上、両議員にお願いします。

日程第3 会期の決定

議長（岸本義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの29日間としたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から9月30日までの29日間に決定しました。

日程第4 第79号議案

議長（岸本義明君） 日程第4、第79号議案、宍粟市子ども・子育て会議条例についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第79号議案、宍粟市子ども・子育て会議条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年8月に、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」と「保育の量的拡大・確保」及び「地域における子ども・子育て支援の充実」などを図るため、「子ども・子育て支援法」が成立をしました。

この「子ども・子育て支援法」においては、市町村は、子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされ、その提供体制の確保等を図るため、子ども・子育て支援事業計画を定めることとされております。

本計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、地域の関

係者の意見を反映することが必要であるため、同法第77条第1項に基づき、合議制の機関を設置しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、子ども・子育て会議の設置の条例についての質疑をさせていただきます。

まず、この会議の設置は、法的には市町村の努力義務というふうに理解しておりますが、努力義務のところを選択し、それを設置する目的と、あとそのメリットについて詳しくお聞かせください。お願いします。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、お答えをさせていただきます。

設置目的等についてでございますけれども、この子ども・子育て会議につきましては、「子ども・子育て支援法」の規定に基づきまして、子ども・子育て支援事業計画の策定、また、進捗管理について、保護者を含む子育て支援の当事者などの意見を聞くための会議でございます。

宍粟市の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて、いろんな施策を実施していく上で重要な役割を果たすものであることから、この条例により設置するものでございます。

以上です。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） それに伴いまして、当市の幼保一元化計画について等の絡みで御質問させていただきます。

今、計画が進んでいる認定こども園については、幼稚園機能、保育園機能、また子育て支援機能を総合的に提供できるというふうに、これまで市のほうから御説明があったと思いますけれども、現在、千種地区では、協議会、具体的な話が進み始めております。そことの絡みがあると思いますけど、今まで設置した地域委員会であるとか協議会、それとの違いについて明確にお答えください。お願いします。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 御質問にお答えをさせていただきます。

今、先ほど設置目的等でお答えもさせていただきましたように、当子ども・子育て会議につきましては、子ども・子育て支援事業計画の策定、それから進捗管理についていろいろな当事者等の意見を聞く会議でございますので、それぞれ地域で今設置されている部分については、地域の方向性をそれぞれ議論されているというふうに承知しております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第79号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第79号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第5 第80号議案～第81号議案

議長（岸本義明君） 日程第5、第80号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例について、及び第81号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第80号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例、及び第81号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第80号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、宍粟市税条例の一部を改正するものであります。

主な改正は2点あります。

まず、1点目は、平成25年度税制改正において、公的年金からの年間の特別徴収税額の平準化を図るために、算定方法が仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とする見直しがされたことに伴い、市税条例においても同様の改

正を行うものであります。この改正は、平成28年10月1日以降の特別徴収から適用となります。

次に、2点目は、個人投資家が税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税が一体化されることに伴い、これらの金融所得に対する個人市民税の課税方法を、損益通算して申告分離課税5%とする改正を行うものであります。この改正は、平成29年度課税から適用となります。

次に、第81号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

今回の税制改正におきまして、特定公社債等の利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされたこと、及び株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が、上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度に改組されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

この改正に伴いまして、国民健康保険税における所得割額の算定において、退職所得を除く申告分離課税に係る所得は、総所得金額等に加算して按分の基礎に含めて算定されることとなります。この改正は、平成29年度課税からの適用となります。

このたびの改正は、いずれも3年あるいは4年後の適用となりますが、地方税法施行令の一部を改正する政令等が既に公布されておりますので、今回改正するものであります。

諸事情等を御賢察いただき、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 第80号議案、第81号議案あわせて同じ質問をさせていただきます。

事前に議案として条例文の改正については、こちら手元に頂戴しているんですけども、この条例の改正文を見ても、一体誰の何がいつから変わるのか、非常に不明確であります。そのあたり市民の皆さんに対してわかりやすく説明をしていただければと思います。お願いします。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 第80号議案、第81号議案あわせて若干詳細に説明させていただきます。

まず、第80号議案、市税条例の一部を改正する条例でございますが、この件につきましては、先ほど市長から提案説明がありましたように、二つの改正点がございます。

まず、1点目は、65歳以上の市民の方から個人住民税を公的年金から徴収する現行制度がございます。現在の制度では、前年の2月に徴収した金額と同額を4月、6月、8月に仮徴収して、残った税額を10月、12月、2月に本徴収することとしております。住民税等の年税額が変更になりますと、前年2月と同額の徴収額を4月から8月に徴収する関係で、10月から2月までの引き落とし金額に不均衡が生じるということになりますので、平成28年10月から各年金支給月から引き落としする住民税の金額を平準化するというものでございます。

次に、2点目は、個人投資家の方が対象になります。

これにつきましては、税負担に左右されず、公社債、株式などの金融商品を選択できるように税率等の金融所得間の課税方式を源泉分離課税方式から申告分離課税方式に均衡化して、あわせて金融商品ごとに課税していたものを公社債及び株式に係る譲渡所得については、個人住民税の課税方式を損益計算して申告分課税分として5%にするというものであります。この改正につきましては、平成29年度以降の課税対象というふうになってございます。

続きましては、第81号議案、国民健康保険税の一部改正につきましては、先ほど説明しました内容の個人投資家の部分の所得に関することでございますが、この部分で国民健康保険の中に所得割というのがございます、その所得割に影響される関係で、国民健康保険税の一部も改正していかなければならないというところで提案をさせていただいております。

よろしく願いいたします。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 対象となるのは、では65歳以上、もしくは個人投資家の方というふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） そのとおりでございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君）では、この議案がもし議決された場合には、速やかにわかりやすい、その対象の方にその変更点がわかりやすいような資料等の制作を是非お願いしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（岸本義明君） 回答要りますか。

市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 当然、年金から落とされる分につきましては、制度上の問題がございますので、これは広報的にも連絡は行くわけなんですけど、ただ個人投資家さんの場合につきましては、市民全員の方ではございませんので、一人一人の通知というわけにはいかないだろうというふうに考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第80号議案、及び第81号議案の2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第80号議案、及び第81号議案の2議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第6 第82号議案

議長（岸本義明君） 日程第6、第82号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第82号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例に市営住宅への入居条件として引用しております「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の題名が改正され、平成26年1月3日から施行されるため、今回提案するものであります。

今回改正された法律の趣旨は、本法律の対象が「配偶者からの暴力」に限定されておりましたが、「生活の本拠をともにする交際相手からの暴力」も追加され、その保護命令制度、その他の施策の対象を拡大するもので、市営住宅への入居要件を

拡大することとなるものであります。

諸事情を御賢察いただき、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第82号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第82号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 討論なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第82号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第82号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7 第83号議案～第94号議案

議長（岸本義明君） 日程第7、第83号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）から、第94号議案、平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）までの12議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第83号議案から第94号議案までの補正予算12議案につきまし



て、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成25年度下半期の各種施策を展開する上で重要な補正予算と位置づけ、今年度中の財源見通しにつきましても総合的に勘案し、施策の方向性や効果等全般的な見直しを行うとともに、前年度の決算に伴う剰余金に係る積み立てによる基金の残高確保や繰上償還による将来負担の低減など、財政健全化も念頭に調整を行っております。

また、国県補助金の変更及び事業費の確定による整理を行うとともに、4月1日以降の人事異動や職員給与の削減に伴う人件費の整理及び共済費等の精査を行っております。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第83号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）につきましては、安全安心対策や環境対策、学校規模適正化などの事業を積極的に推進することとしており、補正総額で、歳入歳出それぞれ8億6,277万3,000円を追加し、補正後の総額を229億4,535万5,000円としているものであります。

まず、歳出の主なものにつきましては、冒頭に申し上げましたとおり、一般会計全般にわたる人事異動等による人件費及び関連する費用の精査を行っております。

各費目別では、まず、総務費では、地方財政法の規定により、前年度決算における剰余金の一部を財政調整基金に積み立てるための予算措置を講じるとともに、市役所本庁舎に予定をしております太陽光発電施設設置工事につきまして、設置場所の追加等により事業費を増額するほか、今年度予定しております防犯灯のLED化事業につきましても、地元要望により増額し、さらに旧千種東小学校跡地利用事業につきましても、国庫補助金を活用する中で利用計画に基づき事業費を増額しております。

民生費では、各種福祉サービス、福祉医療費の前年度国県支出金の精算を行うとともに、本年7月より実施をしておる中学生医療費の通院無料化に係る経費を見込みにより増額するほか、千種町域で予定しております認定こども園の整備につきまして、実施場所の決定により新たに施設を新築することとし、用地購入費を追加計上するとともに、事業を市の直接執行とし、来年度までの2カ年事業とする予算の組み替え等を行っております。

衛生費では、ごみ収集業務委託料を入札減により減額するとともに、国保診療所特別会計、鷹巣診療所特別会計、病院事業特別会計及び簡易水道事業特別会計への繰出金の精査を行っております。

農林水産業費では、鳥獣被害防止事業につきまして、実施地域の追加により鳥獣被害防止総合対策事業等を増額するとともに、しそ防炎景観推進事業補助金を地元要望により増額し、さらに、森林整備に必要な活動を支援するため、森林地域活動支援交付金事業に取り組むための補助金を追加計上しております。

商工費では、来年1月からの大河ドラマ「軍師官兵衛」の放送開始を控え、秋の観光シーズンにラジオを通じて広く市の施設や名称をPRするための補助金を追加するとともに、フォレストステーション波賀の排水施設の改修や音水湖施設の水源修繕などの経費を計上するほか、消費者活性化推進基金事業の追加配分を受け、食の安全・安心に係る事業推進費を増額計上しております。

土木費では、県道加美穴栗線のバイパス工事に伴う市負担金を追加計上するとともに、安全安心のための交通安全施設工事費を増額し、さらに、かわまちづくり事業に係る墓地移転に係る設計業務委託料や最上山公園の整備を追加計上しております。

消防費では、中国道の救急業務に伴う経費について、西日本道路公団からの委託料分を西はりま消防組合へ支出するため負担金の増額をするとともに、非常備消防施設の整備補助金を地元要望により増額するとともに、緊急時の際の緊急ヘリ離着場整備に伴う経費を追加計上しております。

教育費では、規模適正化に係る菅野・波賀両小学校の屋体改築工事を追加計上するとともに、菅野・土万小学校統合に伴う通学バスの購入経費についても計上しております。

このほか市町村振興協会の図書整備支援交付金による図書整備や、指定管理施設の罹災に伴う修繕経費について追加補正をしております。

公債費では、将来の財政負担軽減を目的として、繰上償還を実施するための予算措置を講じるとともに、借入利率確定等に伴う長期債利子の減額を行っております。

次に、財源となります歳入の主なものとしましては、まず、地方特例交付金及び地方交付税について確定による精査を行っております。

また、国庫支出金では、地域の元気臨時交付金を交付見込み額により計上するとともに、学校規模適正化に伴う小学校屋体改築に係る補助金を追加しております。県支出金では、認定こども園を市の直接執行としたことにより、幼保一元化推進事業補助金を全額減額するとともに、こども医療費助成事業医療費補助金、鳥獣被害防止総合対策事業補助金、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金、森林整備地域活動支援事業交付金などを追加しております。

寄附金では、商工会からの藤棚の寄附に関連したふるさとづくり寄附金を計上するとともに、繰入金では、藤棚の修繕に充当するためのブナ基金の繰り入れを計上しております。繰越金では、平成24年度決算に基づき、歳入歳出差引額から繰越明許財源を控除した実質収支額の確定により計上をしております。

諸収入では、医療費助成事業等の国県支出金の過年度精算金や中国自動車道救急業務委託金、防犯灯LED化工事の増額に伴う地元協力金、かわまちづくり事業に係る今宿墓地公共補償金などを計上しており、市債では、各事業の追加、変更等による合併特例債、過疎対策事業債、辺地対策事業債の精査や臨時財政対策債の発行可能額確定による精査を行っております。

また、幼保一元化施設整備に係る設計監理業務と波賀小学校校舎・屋体等改修工事につきましては、翌年度にわたる契約となることから債務負担行為の追加補正を行っております。

次に、第84号議案、平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、人件費の精査や国県精算返還金の見込み額の増額補正を行っております。

財源となる歳入は、前年度決算に伴う繰越金及び療養給付費等交付金を見込みにより追加し、補正の総額は歳入歳出それぞれ2,331万1,000円を追加し、補正後の総額を48億1,635万5,000円としております。

次に、第85号議案、平成25年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、人件費の精査のほか、利用患者の増加に伴い医療機器の借上料を増額補正しております。

歳入では、医療機器借上料増加に伴う診療収入の増加や前年度決算に伴う繰越金を計上する一方、一般会計からの繰入金を増額し、補正の総額は、歳入歳出それぞれ455万9,000円を減額し、補正後の総額を3億6,373万8,000円としております。

次に、第86号議案、平成25年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で人件費の精査を行い、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上し、一般会計からの繰入金を減額し、補正の総額は、歳入歳出それぞれ27万円を減額し、補正後の総額を1,140万3,000円としております。

次に、第87号議案、平成25年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、後期高齢者医療広域連合への翌年度精算に伴う納付金を計上しております。歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上するとともに、一般会計繰入金の精査を行っており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ965万9,000

円を追加し、補正後の総額を4億9,845万5,000円としております。

次に、第88号議案、平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、人件費の精査を行うほか、前年度介護給付費負担金の精査に伴う返還金及び保険料の還付金を計上しております。歳入では、前年度決算に伴う繰越金、地域支援事業費の国県支出金を計上するとともに、地域支援事業の繰入金及び事務費等の一般会計繰入金の精査を行っております。さらに、介護保険料の不足分については、基金繰入金を増額し、補正の総額は、歳入歳出それぞれ2,602万6,000円を追加し、補正後の総額を42億4,185万8,000円としております。

次に、第89号議案、平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、人件費の精査を行うほか、緊急ヘリ離着場整備に伴う水道工事を追加しております。歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上するほか、緊急ヘリ離着場整備に伴う経費をはじめとする一般会計からの繰入金をそれぞれ精査しており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ283万3,000円を減額し、補正後の総額を8億6,841万9,000円としております。

次に、第90号議案、平成25年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、人件費の精査のほか染河内浄化センター機器の修繕費等の増額を計上しております。歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上するほか、一般会計からの繰入金を精査しており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ40万5,000円を追加し、補正後の総額を17億8,711万7,000円としております。

次に、第91号議案、平成25年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、人件費の精査を行っており、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上するほか、一般会計からの繰入金を精査しており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ104万5,000円を追加し、補正後の総額を7億2,826万1,000円としております。

次に、第92号議案、平成25年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の精査等による収益的支出及び資本的支出の減額補正を行っております。支出の補正総額は、675万5,000円を減額し、補正後の支出予算の総額を9億6,121万3,000円としております。

次に、第93号議案、平成25年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出では、医師、看護師等の人件費の精査及び企業債の利率確定に伴う企業債利息等の減額等による予算を計上しており、収益的収入では、児童手当、企業債利息の一般会計からの負担金を精査しております。支出補正総額は、

1,719万8,000円を減額し、補正後の支出予算の総額を48億2,702万8,000円としております。

最後に、第94号議案、平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の精査を行い、補正の総額は、収入支出それぞれ24万7,000円を追加し、補正後の総額を7,636万8,000円としております。

以上、補正予算12議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げましたが、冒頭で申し上げましたとおり、平成25年度の下半期の諸施策が効率的かつ順調に推進できるよう、それぞれ補正措置を講じているものであります。

諸事情等御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づいて発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

ただし、たくさん質疑項目が出ておりますが、3回までにおさめていただけますか。

1番（鈴木浩之君） では、伺います。第83号議案、一般会計補正予算（第2号）について質疑をさせていただきます。

歳入の県補助金、幼保一元化推進事業補助金がマイナス7,720万円の減額というふうになっておりますが、その具体的内容、先ほどの説明の中にもあったかと思えますけれども、具体的内容、補正理由をもう一度説明をお願いいたします。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 補助金の減額の件でございますが、先ほど市長からもございましたように、当初予算におきましては、社会福祉法人が事業主体となって、そこに補助金を交付するということが計上をしておりました。そうした場合に、国の安心こども基金から県補助金の交付があったわけですが、今回、B & G施設周辺整備を市が一体的に直接行うということで、今回、補助金執行から直接執行に組み替えております。そうした関係で県からの補助金を減額するものでございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 先ほどの減額分と合わせて民生費、児童福祉費、少子化対策

事業費の地方債がマイナス 1 億 2,980 万円、一般財源がプラス 540 万 7,000 円というふうに、合わせてマイナス 2 億 159 万 3,000 円となっておりますが、ここも先ほどの御説明のとおり補助事業から市が直接執行する幼保一元化に係る部分と考えてよろしいでしょうか。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 大きな補正については、先ほど御説明申し上げましたそういう直接執行に係る分でございます。

それから、予算書の 27 ページを御覧いただきますと、御質問の一般財源 540 万 7,000 円が増額になっている。この部分につきましては、直接幼保一元化の千種の認定こども園の経費ではございませんで、報酬あるいは臨時職員の賃金、それから学童保育所の備品、そういったものの追加補正をしたものが 540 万円の一般財源が増額になっており、あと、地方債なり国県支出金の減額につきましては、事業主体の変更によって今回補正をするものでございます。

議長（岸本義明君） 1 番、鈴木浩之議員。

1 番（鈴木浩之君） 理由はわかりましたが、この減額補正に関しては、これまでの市からの幼保一元化に係る設置の説明と非常に矛盾があるかと思えますけれども、これまで国県の補助金を用いて整備を進めるといふふうにおっしゃっていましたが、それを直接執行にかえてという、補助金を減額等補正するという理由をもう一度わかりやすく御説明いただけますか。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 冒頭、先ほどの繰り返しになりますが、当初、御指摘のとおり、県の補助金を活用した中で整備をしていきたいというふうにご説明を申し上げておりました。あの一帯に今回用地取得費も計上させていただいているわけですが、B & G の周辺整備をやはり一体的に市が行うことのほうが、より効果的であろうと。それから、補助金の減額、国県の補助金を活用しない場合の財源の負担、一般財源負担を試算・検討した結果、やはり、その一般財源の負担が多くなるという結論を得ましたので、今回、補正をさせていただいているものでございます。

議長（岸本義明君） 続きまして、4 番、大畑利明議員。

4 番（大畑利明君） 4 番、大畑でございます。

議長（岸本義明君） ちょっと済みません。音声がちょっと入りにくいという苦情が出ておりますので、できるだけマイクに近づいてものを言っていただきたいと思います。

4番（大畑利明君） わかりました。私も議案第83号、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）について、何点か御質問したいと思うんですが、4点一括で質問させていただきますので、一括で答弁をお願い申し上げます。

まず、歳入予算から質問をいたします。

14款国庫支出金、総務費国庫補助金の中に、地域の元気臨時交付金についてございましたが、それについてお伺いいたします。

まず、交付見込み額、議案書では3,000万円が補正計上されておりますが、私、6月議会で質問をしたときに、当時、今の副市長がたしか4,800万円程度見込まれるというふうに答弁をされておりますが、その違いをお尋ねしたいというふうに思います。

さらに、この臨時交付金がどのような目的、あるいは、どのような事業に使われる予定なのか、御説明をいただきたいと思います。

続いて、17款寄附金、ふるさとづくり寄附金についてお伺いいたします。

この寄附金は、ふるさと納税というふうに解釈しておりますが、それによろしゅうございますでしょうか。ふるさと納税が制度として導入されて以降、この間どのような推移で納税額が変化しているのか、お伺いしたいと思いますし、また、納税者の中には宍粟市御出身の方、あるいは御出身じゃなくても宍粟市を応援してやろうという方が含まれるものと思いますが、その内容について、もし傾向がわかりましたら御説明をいただきたいと思います。

三つ目、歳出についてお伺いいたします。

歳出の2款の総務費、財政調整基金の積立金についてお伺いしたいと思います。

議案書では、前年度繰越金のうち5億5,000万円を財政調整基金に積み立てるという内容で御提案をされておりますが、なぜこの金額になったのかということをお伺いしたいと思います。たしか、決算では、平成24年度末財調残高は20億5,000万円、ちょっと資料が二つございまして、24億5,000万円というのと両方あるんですが、どちらか教えていただきたいと思うんですが、私いろいろ調べてみますと、この財調基金どの程度が適正なのかというのは、市の標準財政規模によろうかと思うんですが、概ね10%が適正規模だというふうに伺っておるんですが、今回、5億5,000万円を財調に積み立てをされますと、標準財政規模の10%を大幅に上回ると

いうふうに考えます。したがって、この5億5,000万円を積み立てる理由について、御説明をいただきたいと思います。

最後ですが、先ほど鈴木議員からも質問がございましたので重複は避けませんが、幼保一元化に関しての補正予算全体についてお伺いしたいというふうに思うんですが、この幼保一元化推進事業に関しましては、施設の整備に係ります補助金、起債、関係予算が全てゼロベースで減額補正をされています。

その変更理由については、先ほど答弁がございましたけども、平成25年度当初予算からわずか半年のこの時点でこのように大幅に変更されるというのは、重要な変更には私は該当するというふうに思います。これが何ら事前説明なく補正提案されていいものかどうかということでございます。

以上、4点につきまして答弁をお願いいたします。

議長（岸本義明君） 順次答弁を求めます。

参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、お答えいたします。

大畑議員から御質問いただきました4点のうち、私のほうから1点目の地域の元気臨時交付金のことにつきまして、それから、3点目の財政調整基金の適正規模につきまして、御回答させていただきたいと思います。

地域の元気臨時交付金につきましては、公共事業に伴います地方負担を軽減するという趣旨で、国のほうで大型補正が組まれたということでございまして、昨年度、平成24年度の補正予算におきまして、6億4,000万円余りの補正額で計上させていただいております。

それから、さらに追加の交付が見込めるということで、平成25年度の当初予算におきまして、先ほど御指摘がありました4,800万円を追加で計上させておりますけれども、さらに、今回3,000万円の追加交付の見込みがたちましたので、その3,000万円につきまして、さらに今回増額補正をさせていただくという内容にしております。

用途につきましては、公共事業の地方負担を軽減していくということでございますので、市の投資的な単独事業につきまして、適正なものを選んで充てていくということでございますので、今回は四つの事業に充てるということで考えております。一つ目が旧千種東小学校跡地利用事業といたしまして960万円、2点目がフォレストステーション波賀排水施設整備事業につきまして980万円、それから、緊急ヘリ発着場整備の繰出金事業で560万円、交通安全施設整備事業で500万円、以上の4事



業について充てるということにしております。

それから、続きまして、財政調整基金の適正規模につきましてでございますけれども、今回、補正予算におきまして財政調整基金への積立金を5億5,000万円計上させていただいております。財政調整基金の基金残高につきましては、先ほど大畑議員から御質問がありましたけれども、平成24年度末の基金の残高は24億5,000万円弱という額が正しい数字になっておりますけれども、宍粟市の総合計画、後期基本計画におきまして、財政調整基金の残高につきましては、まちづくり指標ということで、平成25年度末に30億円を積むというのをまちづくり指標の基本の目標の数値として掲げております。これを考えますと、現在、24億5,000万円に5億5,000万を積み上げまして、トータル30億円を超えるということでございます。

今回は、補正につきましては、必要な事務事業、それから将来への負担を減らすということでの繰上償還金、それから将来に備えるということで財政調整基金への積み立てということで、それぞれバランスよく考えていく必要があるかとございますけれども、適正規模が幾らかというのはいろいろ議論がございますけれども、宍粟市の場合、合併後の一本算定を控えまして、今、将来に備えて基金を積んでいくということが必要かと思えます。今回は総合計画の目標数値である30億円を達成するということでの5億5,000万円という数字にさせていただいております。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 続きまして、ふるさとづくりの納税の関係でお答えをさせていただきます。

議員おっしゃいましたように、市内外を問わず、ふるさと宍粟を思っただく方から寄附金をいただいております。市といたしましては、宍粟市ふるさとづくり寄附条例といたしまして、平成20年4月から施行をしております。この寄附をいただきました寄附金の用途につきましては、1番目に水源のさと保全に関する事業、2番目に観光資源の発掘、あるいは利活用に関する事業等について活用しようということの明記をしております。

これまでの納税をいただいた金額、あるいは用途につきましては、平成24年度末では、リストを含めまして寄附をいただきました基金合計が2,236万6,517円いただいております。そのうち支出をいたしましたのが、225万4,753円支出をしております。参考に、今回の補正等をいたしました合計の残高につきましては、2,114万3,907円の残ということになっております。

これまでの事業の執行につきましては、ふるさとの森づくり事業、各小学校等を中心に展開をしていただきました森づくり事業への補助、それと、ささゆりの植栽、あるいはそのサブリガード等の購入等に使用をいたしておるところであります。

それから、市内外から厚意をいただいておりますけれども、その人数等については、今資料を持っておりませんので、また常任委員会のほうで報告をさせていただきます。

それから、今回補正計上させていただきましたのは、先ほど市長の説明がありましたように、藤棚、市内の4カ所、商工会さんが設置をされ、管理をされておった分を、宍粟市といたしましても藤というのは千年藤をはじめ、非常に大きな観光資源というふうに捉えておりますので、藤の寄附をいただいたものと350万円の管理費も合わせて寄附をいただきましたので、この基金に積んでおります。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 幼保一元化施設整備の関連の御質問でございます。

御指摘のように今回の9月補正では、その財源の組み替え、すなわち推進をする手法を見直しをさせていただきました。先ほど来申し上げておりますように、補助金から市が周辺整備も含めて一体的にするほうがより効果的だろうと。そして、またあわせて、今般の補正予算には債務負担行為として平成25年度、平成26年度の債務負担行為でこの施設周辺の施設の設計監理業務の委託を債務負担行為として計上しております。議員の皆さんの御審議を経て、また地域の皆さんとの御理解、御意見を積み上げる中でいいものをつくっていきたいと、こういった思いでの補正予算でございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 2回目の質問をさせていただきたいんですが、また細かい点につきましては、常任委員会のほうで質問させていただこうと思いますので、2回目で終わりたいというように思いますが、もう一度お願いを申し上げます。

まず、元気臨時交付金について、金額並びにそれぞれの充当について了解をいたしました。ただ、交付税減額によってこういう我々のような過疎の地域では、さらに経済効果としては現経済が非常に衰退をしているということに変わりはないと思いますので、そういう経済の波及に繋がるようなことを是非考えていただけたらありがたいかなというふうに聞いておりました。

二つ目のふるさとづくり寄附金、また具体的な資料は常任委員会をお願い申し上げますが、納税者のメリットとして税の控除ということで、その納税を増やしていこうというふうに図られておりますけども、他市では、ふるさと納税者に対して地域の産品を送るといような、そういうことをしながら多く納税者を増やしていこうという取り組みもされております。

宍粟もどのようにこのふるさと納税について考えておられるのか、また改めて施策も含めて委員会のほうで御質問させていただこうかなというふうに思います。

それから、財調基金の関係ですが、一本算定という将来に備えてというのはよくわかるんですが、今回の補正予算、起債が増額での補正になっております。家計を例にとりますと、借金をして、そしてさらに貯金をするといようなことよりもやっぱり、貯金をするんじゃなくてまず借金から返していくというのが、普通の家計のやりくりかなというふうに思うんですが、30億円の目標があるから、30億円ということではなくて、現在の財政状況を見ながらそこは柔軟に対応する必要があるんじゃないかなと。いわゆる後年度に借金を残していくというやり方について、財政のほうは非常にいろんなシミュレーションでもって計算をされていると思いますが、その辺またもう少し詳しく常任委員会のほうで御説明いただけたらありがたいかというふうに思います。

最後、幼保一元化の問題ですが、これはもう一度常任委員会で議論させてください。認定こども園の運営ガイドラインには、建物については補助金を使っていくということがはっきり明記されておりますから、このガイドラインに違う方向に方針転換されるということが、この補正予算の提案だけでいいのかどうかというのは、私ちょっと疑問に感じております。

以上、再度簡単で結構ですから、答弁お願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 回答を求めます。

副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 総合的に簡単にお答えを申し上げたいと思います。

第1点目の地域の元気臨時交付金、これは総額で前年度の補正も含めまして7億2,600万円の交付が来ております。それは、先ほど申し上げましたように、地域の活性化、いわゆる公共投資ができるようにということで、山崎小学校の改築事業に使うとか、簡水の整備とか、そういうようなもので活用いたしまして、少しでも地域が元気になるように頑張っていきたいというふうに思っております。

それから、2点目のふるさと寄附金で、他の地域の産品をお礼に送っていると、

これはよく承知をいたしております。私どももこの条例をつくる時にそういったことも検討したんですが、やはり、その方の気持ち、それが一番大事だということで、変な意味、物のお礼については期待をされていないんじゃないかというようなことで、いたしましたんで、今後こういったことが効果があるかどうかも含めまして検討したいと思います。

それから、財政調整基金の関係でございますが、これについては、行政改革大綱で将来の地方交付税の減額に対しまして42億円を積み立てようという大きな目標がございます。これは30何年以降の減額されるときに財源として積んでいこうという計画をいたしておりますので、当面、平成25年度では当初予算の編成でも30億円を目標ということにいたしておりますので、そういった御理解をお願いしたいと。

また、借金が増えようじゃないかということにつきましては、大きな意味で地方交付税に算入される借金、いわゆる国からの有利な借金はいただくと、その上で自分のとこの資金を積んでいこうという計画がございますので、そういったこと、からくりのようなことでございますが、また詳しくは御説明を申し上げたいと思しますので御理解願いたいと思います。

それから、幼稚園については、これについては先ほど申したように、公設民営と民設民営の方法がございます。いろんな補助金制度とかを含めまして、民設民営よりも公設でやるほうが望ましいという結果でございますので、これも委員会で詳しく御説明したいと思しますので、御了解よろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） 以上で、質疑は終わります。

ただいま議題となっております第83号議案から第94号議案までの12議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第83号議案から第94号議案までの12議案は、それぞれの常任委員会に審査を付託することに決しました。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

午前11時まで休憩といたします。

午前10時44分休憩

午前 11 時 00 分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 8 第 95 号議案～第 107 号議案

議長（岸本義明君） 日程第 8、第 95 号議案、平成 24 年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第 107 号議案、平成 24 年度宍粟環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまでの 13 議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第 95 号議案から第 107 号議案までの平成 24 年度宍粟市歳入歳出決算の認定 12 議案及び、平成 24 年度宍粟環境事務組合一般会計歳入歳出決算につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

平成 24 年度予算につきましては、市民とともに歩む行政を市内外に示し、市民と行政が協働して「実践していく年」と位置づけ、「人と自然が輝き、みんなでつくる夢のまち」の実現に向けて市政運営を進めてまいりました。

しかしながら、経済情勢において景気は底をついた感はあるものの、持ち直しの傾向にあるとは言えず、普通交付税の増や年少扶養控除の廃止に伴う個人住民税の増の一方で、法人税の落ち込み、家屋の評価替えに伴う固定資産税の減など、以前厳しく楽観できない状況にあります。

このような中、本年 1 月には、国の経済対策による大型補正が生まれ、宍粟市においても約 15 億 4,000 万円の補正予算措置を行い、本年度にかけて事業の推進に努めているところであります。

一方で、行政改革大綱の理念のもと、職員数の削減や経費節減、事務効率化による経常経費のより一層の削減のほか、将来の公債費負担の軽減のため、約 4 億 600 万円の起債について、任意の繰上償還を実施いたしました。結果、一般会計におきましては、歳入決算額 235 億 9,709 万 7,792 円に対しまして、歳出決算額 227 億 3,853 万 5,500 円で、歳入歳出差引額は 8 億 5,856 万 2,292 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 1 億 5,808 万 5,000 円を除いた実質収支で 7 億 47 万 7,292 円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものとしましては、まず、市税では、市民税が年少扶養控除の廃止などにより増額したため、依然低迷している状況にある法人税の減や評価替えに伴う固定資産税の減はあるものの、市税総額では 0.1% の増となりました。

地方交付税については、公債費分の増や積雪度級地が全市域に適用されたことな

どにより、基準財政需要額が約6,600万円増加するとともに、税込減により基準財政収入額が約1億3,600万円減少したことなどにより、普通交付税は対前年度比で2億880万6,000円増の90億8,014万2,000円となりました。

また、特別交付税については、東日本大震災に係る臨時経費などの減が要因で、対前年度比で1億1,737万2,000円減の9億7,889万4,000円となりました。

また、国・県支出金においては、小中学校の改築事業や地籍調査事業、土砂災害情報通報システムの整備に係る補助金等が要因し、大きく減少をしました。

市債についても、小中学校の改築事業等に係る合併特例債の減が要因し、前年度比では、発行額は6億2,455万5,000円減少し、24億5,214万8,000円となっております。

続いて、歳出決算の状況としましては、翌年度への繰越明許費を除いた実質の予算額239億3,493万2,000円に対し、支出済額は227億3,853万5,500円で、執行割合は95.0%となり、前年度比で約15億円余りの大幅な減となっております。

これは、教育費で小中学校改築事業等が大幅に減少したことや、前年度までの繰上償還の効果により、公債費が大幅に減少したことが主な要因であります。

主な施策としましては、まず、総務費では、難読地名を逆手にとり千葉県匝瑳市との交流やCMコンテストなど、知名度アップ事業では多くのメディアにも取り上げていただき、全国に穴粟をPRでき、穴粟学講座の開催では、ふるさと穴粟に誇りと愛着を培う機会ができ、さらに、未来のふるさとづくり事業での基礎データの収集などが、今後の循環型社会づくりに向けた現状分析と計画づくりに活用できるものと考えます。

また、民生費では、年々増加傾向にある障害者福祉、生活保護事業などについて、それぞれの利用者の状況やニーズに応じたサービスの提供を行うとともに、民間へ移行したさつき園の運営については、新たな施設整備に対する補助金の交付決定を行いました。完了が遅れたことにより翌年度へ繰り越しとなりました。また、乳幼児医療費の無料化を実施したことにより、子育て世代の経済的負担の軽減を図りました。

衛生費では、ごみの減量化、資源循環型社会の構築に向け、収集業務について18種類の分別収集を開始したほか、休廃止鉱山鉱害防止事業では、今後における安全な処理機能を確保するため、老朽した施設の改修に取り組みました。

次に、農林水産業費では、農地や農業用施設、治山施設の災害復旧事業に取り組んだほか、国・県施策と連携した有害鳥獣対策や森林環境の整備事業、穴粟材の利

用促進のための施策にも取り組みました。

また、商工費では、「ふるさと宍粟観光条例」に基づき、観光基本計画を策定したほか、消費者行政対策では、相談員を増員し、年々増加する相談業務に対応しました。

土木費では、合併特例債等を活用して市道整備事業を計画的に推進するほか、国県に対する所管の道路整備の早期実施を積極的に要請するとともに、国県と連携し、通学路の総点検を実施し安全対策を講じました。また、市営住宅につきましては、住宅マスタープランに基づき、老朽化が著しい下比地団地の建て替えに着手をしました。

消防費では、常備消防において、西はりま消防組合設立に向けた協議会への負担金や消防救急デジタル無線整備事業負担金、さらには、多目的訓練塔の建設を、非常備消防においては、消防団詰所の整備や自動車ポンプの購入、非常備消防施設の更新補助など、消防基盤の強化を図りました。

次に、教育費においては、宍粟市の義務教育長期構想「しそうの子ども生き生きプラン」に基づき、将来の宍粟を担う子どもたちが自ら学び、自ら考え、人間としての総合力を育成する教育を推進いたしました。特に、学校規模適正化につきましては、旧千種町域において、新たに千種小学校としてスタートしたほか、他の地域においても住民を交えた協議を進めました。

学校施設においては、山崎小学校改築事業の工事に着手するなど、安全・安心な学校づくり事業を進め、耐震化率の向上を図りました。

さらに、社会教育では、新たに宍粟市少年少女合唱団の設立を支援したほか、社会教育施設、社会体育施設の改修など、活動環境の整備も積極的に進めました。

続きまして、特別会計の決算の概要の説明をいたします。

最初に、国民健康保険事業特別会計におきましては、安定した医療給付を行うための保険制度として、被保険者からの国民健康保険税や国県支出金、財政基盤安定などに対する一般会計からの繰入金などを主な財源として、医療費給付、高額療養費、出産一時金及び葬祭費などの給付を行った結果、歳入決算額47億746万5,113円に対し、歳出決算額45億4,549万2,798円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1億6,197万2,315円となっております。

国民健康保険診療所特別会計におきましては、民間の医療機関の少ない波賀、千種の地域医療の核として診療を行っております。

平成24年度は、千種診療所においては、平成23年度から開始した眼科医療を引き

続き実施していくため眼科医療機器の整備を行い、結果、歳入決算額 3 億 7,123 万 8,063 円に対して、歳出決算額 3 億 5,490 万 1,844 円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 1,633 万 6,219 円となっております。

次に、鷹巣診療所特別会計におきましては、鷹巣地区市民を対象に 2 週間に 1 度の診療を、県からの僻地診療所運営補助金の交付を受けて行っているものであります。特に、高齢者に配慮した身近な医療機関としての使命を果たしており、結果として、歳入決算額 1,137 万 7,321 円に対して、歳出決算額 1,122 万 7,780 円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 14 万 9,541 円となっております。

後期高齢者医療事業特別会計におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の保険料の徴収業務などを主としており、歳入決算額 4 億 7,778 万 6,259 円に対し、歳出決算額 4 億 6,811 万 8,627 円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 966 万 7,632 円となっております。

次に、介護保険事業特別会計におきましては、介護給付事業や介護予防事業などを実施しており、地域密着型介護の在宅サービスや施設サービス、また、要介護にならないための介護予防事業を実施し、それぞれの事業での給付を行った結果、歳入決算額 40 億 1,008 万 5,763 円に対して、歳出決算額 40 億 440 万 2,779 円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 568 万 2,984 円となっております。

次に、簡易水道事業特別会計におきましては、簡易水道事業の統合と法適化に向けた資産評価や遠方監視システム整備に着手したほか、市内 16 カ所の簡易水道施設整備等の適正管理に努めた結果、歳入決算額 8 億 341 万 4,302 円に対して、歳出決算額 8 億 232 万 9,257 円で、歳入歳出差引額は 108 万 5,045 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 3 万 9,000 円を除いた実質収支は 104 万 6,045 円となっております。

下水道事業特別会計におきましては、公共水域の水質保全を目的として、市内 10 カ所の処理区域において施設の適正な維持管理に努めた結果、歳入歳出決算額 17 億 2,509 万 9,668 円に対し、歳出決算額 17 億 2,409 万 2,285 円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 100 万 7,383 円となっております。

農業集落排水事業特別会計では、農業集落排水施設につきましても、市内の各施設の適正な運営を目指しており、結果として、歳入決算額 7 億 1,001 万 7,856 円に対して、歳出決算額 7 億 947 万 6,636 円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 54 万 1,220 円となっております。

次に、水道事業特別会計についてであります。既に統合整備計画に基づく事業は完了し、普及率も 99.5% と高い率を示しており、独立採算を基本とした経営のも



と、老朽施設の更新事業及び適正な維持管理に重点を置いた事業運営を図っております。決算の概要につきましては、事務効率化、施設運転管理委託などを継続し実施した結果、収益的収支におきまして、当年度の純損失が5,985万8,326円となりました。

また、資本的収支につきましては、老朽配水管等更新整備計画に基づき生谷・下町地区等において、老朽管、老朽水管橋の更新工事等を実施し、支出決算額は、企業債償還金を含めて、3億9,580万2,682円となっており、収支としては2億8,951万3,618円の不足となっております。

この不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填しております。

今後の経営につきましては、引き続き水道施設の万全の管理指導のもと、安全で良質な水道水の安定供給と、企業としての安定経営の確立を目指した取り組みを展開していきたいと考えております。

病院事業特別会計についてですが、全国的な医師不足をはじめとする多くの地域医療を取り巻く課題が山積する中ではありますが、限られた人員をもって救急医療をはじめとする地域医療の確保に取り組んでいます。

事業の概要につきましては、まず、病院の利用状況は入院患者数4万9,483人、外来患者数10万1,966人を受け入れており、ともに前年度をやや下回る患者数となりました。

次に、収益的収支につきましては、医業収益で患者数の減少により前年度を5.0%下回る減収となりました。医業費用においても、患者や材料費の減等により1.2%の減となり、結果として、当該年度純損失は3億8,360万7,034円となり、昨年度から欠損額が増加しました。

また、資本的収支におきましては、計画的な医療機器整備などに要する建設改良費及び企業債償還金を支出いたしましたが、1億9,183万1,275円の不足額を生じており、これら不足額は損益勘定留保資金で補填いたしております。

また、昨年度「基幹型臨床研修病院」の指定を受けたことにより、研修医の受け入れ準備を進め、平成25年度への県養成医派遣受け入れと繋がったほか、今後もあらゆる機会を通じて医師確保を図りたいと考えております。

また、医師、看護師に対する奨学金事業についても、累計で医師1名、看護師11名への貸し付けを行っております。

次に、農業共済事業特別会計についてであります。引き続き共済利用者基礎組

織への定着を一層深め、農済事業の浸透のため基盤強化に取り組み、共済引き受けの維持拡大と損害防止活動を推進いたしました。

共済勘定については、大規模な災害等もなく、全ての共済事業で前年度を下回る決算額となりました。結果、農作物共済・畑作物共済・家畜共済・園芸施設共済の四つの共済勘定並びに業務勘定の決算総額は、総収益6,298万6,804円、総費用6,171万2,858円で、当年度の純利益は127万3,946円となっております。

最後に、平成24年度宍粟環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成25年3月31日をもって組合を解散しましたので、その時点での打ち切り決算となっております。この決算の内容については、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、構成団体の長において監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付する必要があるため、今回提案するものであります。

決算の内容は、歳入決算額8億6,547万9,538円に対し、歳出決算額8億2,216万526円で、歳入歳出差引額は4,331万9,012円となっております。この剰余金につきましては、姫路市との協議の結果、全額宍粟市が引き継いでおります。

以上、宍粟市の一般会計及び特別会計並びに宍粟環境事務組合一般会計の13会計の決算の概要を御説明申し上げましたが、この歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条及び地方公営企業法第30条の規定に基づき、監査委員の意見書及び主要な施策の成果説明書等関係書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

なお、この決算の結果、平成24年度末の一般会計の財政調整基金残高は、24億4,951万2,661円で、平成23年度末と比較して4億431万1,203円の増となっております。

また、市の地方債残高は、一般会計と特別会計あわせると、699億7,514万4,000円で、前年度末と比較して21億1,384万6,000円の減となっております。

なお、詳細な決算内容につきましては、決算書及び監査委員の決算審査意見書を御高覧いただきまして、決算の認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

次は、質疑であります。ただいま議題となっております議案に係ります質疑以降の議事運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月9日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労様でした。

(午前11時24分 散会)